

別紙2

サイバーセキュリティ講演業務委託事業企画提案審査要領

本事業の受注者として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 企画選定委員会の設置

(1) 企画選定委員会の名称

サイバーセキュリティ講演業務委託事業企画選定委員会

(2) 構成

選定委員の数は8名とする。

2 審査の進め方

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査する。ただし、参加申込者が多数の場合（6者以上）には、次の要領で選抜を実施する。

(1) 【令和5年5月24日】企画提案書等提出締切日

(2) 【数日後】提出書面による選抜審査（5者に選抜）

(3) 【数日後】全ての応募者に審査結果を通知

(4) 【令和5年5月31日】5者によるプレゼンテーションの実施

3 審査項目・配点

審査項目	配点	加重倍率
(1) 事業内容	35	
ア 方針の明確性 本事業の目的を理解し、明確な方針が立てられているか。	5	—
イ 知見・資格等 業務目的を達成するための、最新のサイバーセキュリティに関する豊富な知見や資格等を有しているか。	5	×2
ウ 的確性・効果 提案内容は、対象が異なる（年齢や職種等）消費者等が自発的なサイバーセキュリティ意識を醸成するための内容として、的確かつ効果的であるか。	5	×3
エ 独自性 当課が仕様書に示す業務内容のほか、本事業の趣旨に沿う、有意義と認められる独自の提案があるか。	5	—
(2) 業務実施体制	15	
ア 構成・人数 業務目的を実現するものとして、実施体制は十分か。	5	×2
イ 類似業務実績 本事業と類似する分野での活躍実績があり、業務実行能力が高いか。	5	—

注：各評価項目は、次のとおり5段階評価を行うものとする。

5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

また、評価の加重倍率の記載がある項目は、5段階評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点とする。

4 選定方法

- (1) 各選定委員が審査項目について個別に採点し、その点数を合計する方法により提案者の評価点を算出する。
- (2) 各選定委員の持ち点の満点（50点）の6割（30点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値の平均が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
なお、提案者が1者のみで、最低基準点に満たず選外となった場合は、仕様を見直し、必要に応じて再度公募を実施するものとする。
- (3) 各選定委員別に提案者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザラーが複数ある場合は、当該順位及びその下位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除算して得られる点数を付与する。
- (4) プロポーザラーごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とし、同点かつ見積額が同額の場合には、選定委員会で合議して順位を決する。
- (5) 最も順位の高い者を受注候補者として選定する。

審査例

		提案者 A	提案者 B	提案者 C	提案者 D	提案者 E
選定委員 1	評価点	45	40	35	30	25
	順位点	3	2	1	0	選外
選定委員 2	評価点	50	40	40	30	20
	順位点	3	1.5	1.5	0	選外
選定委員 3	評価点	45	45	35	30	40
	順位点	2.5	2.5	1	0	選外
評価点平均		46.6	41.6	36.6	30	28.3
順位点		8.5	6	3.5	0	選外
順位		1 位	2 位	3 位	4 位	選外

当該例では、提案者 A が受注候補者となる。